

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業） 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要なサービスの提供体制を確保するため、訪問介護等事業所が実施する人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組及び経営改善に向けた取組に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、京都府又は京都府内の市町村から指定を受けている訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所を運営する者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、他の補助金等の対象となる事業を含まないものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（交付額の算定方法）

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条第1項に規定する交付申請書は、別記第1号様式とし、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により交付金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事前着手）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付の決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

（交付事業の変更等の承認）

第7条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止等）

第8条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 交付事業者は、交付決定事業が申請時に予定していた期間内に完了する見込みがなくなった場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、交付決定事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、交付決定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（書類の整備）

第11条 交付事業者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証

抛となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12条 交付事業者は、交付決定事業の完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
|-------------------------|--|--|
| 1 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援 | 経験年数の長いホームヘルパーが経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの従事者の確保・定着を図るとともに、技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費 | <p>(1) 中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）」の第 1 号に定める地域及び「厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)」に掲げる地域をいう。以下同じ。)に事業所が所在する場合</p> <p>(ア) 30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円</p> <p>(イ) 30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円 (経験年数の短いヘルパー等 1 人につき 30 回までとする。)</p> <p>(2) 中山間地域等以外に事業所が所在する場合</p> <p>(ア) 30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円</p> <p>(イ) 30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円 (経験年数の短いヘルパー等 1 人につき 30 回までとする。)</p> |
| 2 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 | ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不規則な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ。）の常勤化を促進するために要する経費 | 常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円 (3 か月まで) |
| 3 経営改善の支援 | <p>(1) 経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的として、専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と委託契約を締結し、指導等を受けるのに要する経費及び事務作業を行う臨時職員を雇用するための経費</p> <p>(2) 新たな利用者や介護人材の確保のために行う広報等に要する経費</p> | <p>1 事業所当たり 40 万円</p> <p>ただし、経営改善の支援に係る補助対象経費のうち、(2)に要する経費のみの場合、1 事業所当たり 30 万円とする。</p> |

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金
交付申請書

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金交付要綱に
基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- （1）事業計画書（別記第1号様式 別紙1）
- （2）所要額調書（別記第1号様式 別紙2）
- （3）補助事業に係る収支予算書（見込書）の抄本
- （4）その他知事が必要と認める資料

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金
に係る変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業を下記のとおり変更したいので、医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

1 変更の内容

| 事業内容 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| | | |

2 変更の理由

3 交付変更額

交付決定済額 金 円
変更後申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 交付申請の際に提出した添付書類について、変更のあるもの全てを提出すること。
- (2) その他知事が必要と認めるもの

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金
実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業について、医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

| | |
|----------|---|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 実績報告額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（第4号様式 別紙1）
- (2) 所要額精算調書（第4号様式 別紙2）
- (3) 補助事業に係る収支決算書（見込書）の抄本
- (4) その他知事が必要と認める資料

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業について、医療機関等経営改善支援事業（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）補助金交付要綱に基づき、下記のとおり消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告します。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第14条に基づく額の
確定額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 3 添付書類
別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳、消費税及び地方消費税申告等）